

区のおしらせ



11/11

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp>



▲ポスター部門 最優秀作品(小学生の部) 佃島小5年 垂水 詩子

◀ポスター部門 最優秀作品(中学生の部) 日本橋中3年 川田 詩恵奈

「もちあるこう エコなところと マイボトル」

▲標語部門 最優秀作品 (小学生の部) 阪本小1年 持田 壮吾

「希望とゴミは捨てないで。もし落ちてたら、拾っちゃえ。」

▲標語部門 最優秀作品 (中学生の部) 日本橋中2年 佐藤 仁瑛

環境作品コンクール入賞者が決まりました

環境について関心を深め、自然の尊さや環境を守ることに大切さを知るため、区内の小・中学校の児童・生徒の皆さんから環境に関する標語・ポスターを募集したところ、二千四百七十五点の応募がありました。

入賞者(敬称略)

標語部門 最優秀作品(二名)

日本橋中二年	持田 壮吾	最優秀作品(二名)	垂水 詩子
佐藤 仁瑛	川田 詩恵奈	ポスター部門	川田 詩恵奈
優秀作品(五名)	福島 煌太	最優秀作品(二名)	日本橋中三年
泰明小一年	齊藤 樂	豊海小六年	豊海小六年
泰明小五年	小俣 康太	豊海小二年	豊海小二年
常盤小二年	正木 菜穂	豊海小六年	豊海小六年
豊海小六年	肥後 正敬	豊海小二年	豊海小二年
晴海中一年		豊海小六年	豊海小六年

門で小学生二十二名、中学生十一名、ポスター部門で小学生四十三名、中学生七名が入賞しました。最優秀および優秀作品は、次のとおり展示予定のほか、環境カレンダーや環境月間ポスターなどに活用します。たくさんのご応募ありがとうございました。

展示期間

区役所一階ロビー  
11月5日(月)～9日(金)  
日本橋特別出張所  
11月13日(火)～19日(月)  
月島特別出張所  
11月20日(火)～26日(月)  
◎日本橋・月島特別出張所の最終日は午後3時30分まで  
※問合せ先  
水とみどりの課環境活動係  
☎(3546)9592

インフルエンザは普通の風邪とは異なり、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が特徴の感染症です。感染力が強く、特に、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、慢性疾患をお持ちの方がかかると、重症化することがあります。

インフルエンザの流行シーズンがやってきます

インフルエンザを予防しましょう

- ・マスクの着用(咳エチケットを守る)
- ・適度な湿度を保つ
- ・十分な休養とバランスのよい食事
- ・インフルエンザ予防接種
- ・インフルエンザ流行前のワクチン接種は、かかった場合の重症化を防止します。十二月上旬までに接種を完了させることが重要です。

もしもかかってしまったら、  
マスクを着用の上、早めに医療機関を受診しましょう。症状が出てから七日間、熱が下がってから二日間、自宅療養を優先し、周囲の人とうつさない配慮が望まれます。

※相談(問合せ)先  
中央区保健所健康推進課 予防係  
☎(3541)5930

主な内容  
国民年金特集  
女性に対する暴力をなくす運動  
2頁  
5頁

知的障害者生活支援施設 レインボーハウス明石の「なないろ祭」「子どもとためす環境まつり」「子どもフェスティバル」がこのほど相次いで開かれました。が、いずれも大盛況で、それぞれお力添えいただいた関係各位に心から感謝・御礼申し上げます。

レインボーハウス明石は八年前、三十人の入所施設としてオープンし、いまでは通所を含め五十一人にご利用いただいています。利用者の就労活動などは活発で、パン工場をはじめ喫茶、アジン、クリーニング、陶芸、機織、清掃など幅広い事業に取り組んでおり、なないろ祭でもそうした活動ぶりが披露されました。

子どもとためす環境まつりは環境保全ネットワーク主催により日本橋小で開催。地球温暖化防止に向けた取り組みなどに興味を持って楽しみながら学べるイベントが参加三十六団体により行われ、親子づれなど約千人が参加されました。

子どもフェスティバルは浜町運動場を中心にPTA、青少年委員会、地区委員会などのご協力により約一万人もが楽しみ、ますます人気が高まっているようです。

中央区長 多田 美穂

# 国民年金特集

## 国民年金の加入者

日本に住んでいる二十歳以上六十歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

また、六十歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1)。

## あなたの生活を支える三つの年金

### 老齢基礎年金

受給資格期間(別表2)が二十歳以上ある方が、六十五歳になってから受けられる年金です。

二十歳から六十歳になるまで四十年間保険料をすべて納めると満額の年金を受給できます。

年金額(満額) 七十八万六千五百円(平成二十四年度)

年金額の計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価の変動に応じて金額が改定されるので、年金の価値は将来も保障されません。

### 受給開始年齢

原則、六十五歳です。希望により、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げて、または六十六歳以降に繰り下げて受給もできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給

の請求をした時点(月単位)に応じて一定割合で年金額が減額、または増額されます。

### 障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日において、次の要件のいずれかに該当し、かつ障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

①国民年金加入中であること、または加入していた六十歳以上六十五歳未満の方が日本国内に住んでいること

②二十歳前であること(厚生年金、共済年金加入中を除く)

①の場合は保険料の納付要件が、②の場合は本人の所得制限があります。

障害認定日とは 初診日から一年六ヶ月を経過した日、または一年六ヶ月以内に症状が固定した日です。

ただし、一年六ヶ月を経過した日が二十歳前の場合は、二十歳に達した日が障害認定日となります。

### 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていた「子

のある妻」や「子」に支給されます。

・国民年金に加入中の方

・国民年金に加入していた方で、日本国内に住んでいる六十歳以上六十五歳未満の方

・老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

・老齢基礎年金を受給している方

◎子の年齢制限や保険料の納付要件があります。

## 第二号被保険者の独自給付

### 寡婦年金

第一号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が二十五年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が十年以上ある妻に六十歳から六十五歳になるまでの間支給されます。

### 死亡一時金

第一号被保険者期間中の納付が三年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第一号被保険者の保険料

月額 一万四千九百八十円

付加保険料 月額 四百円

定額の保険料に上乗せして納めると将来の年金額に付加年金が加算されます。

## 保険料を納めるのが困難な場合は

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度です(一部対象とならない学校があります)。

申請免除(全額免除・一部納付)

本人、配偶者および世帯主

の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。それ以外の場合に特例として、天災・失業・倒産などの理由により免除される場合があります。

一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付」があります。

本人(三十歳未満)および配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除・若年者納付猶予の承認期間は七月から翌年六月までです。

法定免除

保険料の納付が法律によって免除される制度です。障害基礎年金を受けている方、障害厚生(共済)年金を受けている方で障害等級が一級または二級の方、生活保護法による生活扶助を受けている方が対象となります。届出が必要です。

## 特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間(六十歳以上の方や外国に住んでいる日本人の任意加入期間は除く)に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者を対象とした制度です。

◎所得による支給制限があります。

## 年金についてのご相談は

年金手帳・配偶者の年金手帳・印鑑などを持参して別表4の窓口へご相談ください。 ※問合せ先 保険年金課保険年金係 ☎(3546)5370

別表1

## 国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方全員が加入します。

(上乗せ部分) →	国民年金基金	厚生年金・共済年金	
(基礎部分) →	国民年金(基礎年金)		
被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金や共済組合に加入していない方	会社員・公務員など職場の年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届出が必要です
加入手続	区役所・特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料・共済年金掛け金として給料から天引きされます。	厚生年金保険制度・共済組合制度が一括して負担しています。

## 希望により任意加入できる人(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満の方(受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります)
- ・65歳以上70歳未満の方(受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方に限ります)
- ・外国にお住まいの日本人(20歳以上65歳未満)

別表2

受給資格期間とは
・保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
・第3号被保険者期間
・保険料全額免除期間
・保険料四分の一納付期間のうち、四分の一の保険料を納めた期間
・保険料半額納付期間のうち、半額の保険料を納めた期間
・保険料四分の三納付期間のうち、四分の三の保険料を納めた期間
・学生納付特例を受けた期間(注1)
・若年者納付猶予を受けた期間(注1)
・会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)(注2)
・昼間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)(注2)
・昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(注2)
・昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(注2)
(注1)：追納がなければ年金額には反映されません。
(注2)：年金額には反映されません。

別表3 年金額の計算方法

786,500円 ×	加入可能月数	※
保険料納付済月数	平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)	平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引上げ後)
※免除(一部納付)月数の年金額への反映		
免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×2/6	月数×4/8
3/4免除期間(1/4納付)期間	月数×3/6	月数×5/8
半額免除期間(半額納付)期間	月数×4/6	月数×6/8
1/4免除期間(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8
◎加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をいいます。		

別表4

手続き・ご相談内容	窓口
・厚生年金のこと ・第3号被保険者に関すること ・保険料のこと ・年金の請求のこと(注3) (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある人) ・年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など) ・国民年金推進員のこと	中央年金事務所 ☎(3543)1411 中央区銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階 (注3)年金請求の受け付けを行っています。 ・街角の年金相談センター大森 大田区山王2-8-26 東辰ビル5階 ・街角の年金相談センター新宿 新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階
・社会保険労務士による年金相談	区役所1階区民相談室(直接お越しください) 毎月第4水曜日 午後1時~4時 ※問合せ先 保険年金課保険年金係 ☎(3546)5370
・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・若年者納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと(第1号被保険者期間のみの人) ・特別障害給付金制度のこと	保険年金課保険年金係 ☎(3546)5370

社会参加のためのサービス

- 障害者福祉タクシー利用券などの給付
 

下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1～3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1～6級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間1万円～4万円相当の障害者福祉タクシー券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。

ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などに対象となります。
- リフト付ハイヤーの運行
 

日常の外出時に車いすを利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車いすや移動寝台車に乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 心身障害者等移送用自動車改造費助成
 

心身障害のある方(下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1～3級、内部機能障害1級、視覚障害1級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1～6級、愛の手帳1・2度など)を介護する家族が所有する自動車に、改造を行う場合または障害のある方仕様の自動車を新たに購入する場合に経費の一部を助成します。
- 自動車運転教習費の助成
 

所得が一定額以下の運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1～3級および愛の手帳1～4度ならびに内部障害1～4級、下肢・体幹機能障害1～5級で歩行が困難とあらかじめ認定した方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 身体障害者用自動車改造費助成
 

重度の上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車に、改造を行う場合に、経費の一部を助成します。
- 個別移動支援
 

知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際のマンツーマンによる支援を行います。なお、視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 電話料の助成
 

18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また、聴覚・音声・言語機能障害1～3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 知的障害者位置情報サービス費用助成
 

外出時に道に迷うおそれのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)またはすでにお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 手話通訳者等派遣
 

聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者が窓口でお手伝いしています
 

聴覚障害のある方・音声または言語機能障害のある方が、区役所に来られたときに手話を用いて円滑なコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者が各種相談や手続きのお手伝いをしています。

  - ・利用日時
 

毎週金曜日(閉庁日を除く)

午前10時～正午、午後1時～3時
  - ・利用方法
 

区役所1階受付(まごころステーション)にお申し出ください。
- 障害者就労支援センター
 

障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが、就労や生活に関する相談や支援を行っています。

在宅の方へのサービス

- 訪問入浴サービス
 

65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。
- 理美容サービス
 

65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)および愛の手帳1度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスが受けられます。
- ふとん乾燥・丸洗い
 

65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方で家族などによるふとんの乾燥が困難な場合に、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)が受けられます。
- 紙おむつの支給
 

3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。

入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 重度心身障害者介護者慰労
 

特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行券のうち希望するもの(組み合わせも可)を給付します(3万円以内)。
- 緊急通報システム
 

18歳以上で、ひとり暮らしなどの重度の身体障害のある方や難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。

平成24年度から、緊急時に地域の協力(協力員)が必要な消防方式のほかに、民間事業者が協力員を担う、民間方式が始まりました。

聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 火災安全システム
 

消防方式による緊急通報システムの利用者(難病患者を除く)に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器を給付します。
- 重度脳性まひ者介護
 

20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。ただし、介護給付費などのサービスを受けている方は除きます。
- 日常生活用具購入費の給付
 

障害のある方の日常生活を支援するため、各種用具を給付します。

  - ・特殊寝台(高さや傾きが調整できます)
  - ・入浴補助用具(シャワーチェア、入浴台など)
  - ・聴覚障害者用通信装置(ファクスなど)ほか

ただし、介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目は除きます。
- 住宅設備改善費の助成
 

身体障害のある方が、使いやすく、より安全な住まいにするために、自宅の浴室・玄関・トイレ・居室・台所を改善する費用の一部または全部を助成します。

なお、歩行ができない身体障害のある方の室内移動を容易にする「屋内移動装置」「階段昇降機」の設置も住宅設備改善に含まれます。ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。
- 家具類の転倒防止器具設置
 

肢体の障害が身体障害者手帳1～4級、視覚障害1～6級および愛の手帳1～3度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具転倒防止板などの器具を設置します。ただし、中央区家具類転倒防止器具取付事業の対象となる方は除きます。
- 短期入所・自立生活体験
 

障害のある方の家族などが病気などのために一時的に障害のある方を介護できないとき、または、障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき、「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に利用できます。
- 日中一時支援
 

「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 生活サポート
 

障害の軽い方の家事援助などのサービスを行います。

12月3日(月)～9日(日)は「障害者週間」です

一九七五年十二月九日、国

連で「障害者の権利宣言」が採

択されました。また、障害者

基本法では、十二月三日から

九日までを「障害者週間」と定

めています。障害者週間は皆

さんに障害や障害のある方が

抱える問題への理解と関心を

深めていただくための週間で

す。障害のある方の自立と社

会参加の実現に向けて、皆さ

んのご理解とご協力をお願い

します。

障害のある方のための各種サービスのご案内

障害福祉サービスには、居宅サービスや日中活動を支援するサービス、居住施設で支援を行うサービスなどがあります。ここでは、各種手当や日常生活または社会生活を営むために必要なサービスにつ

- いて、主なものを紹介します。なお、所得や年齢、障害程度による制限などがありますので詳しくはお問合せください。
- ※問合せ先
- 印の事業については障害者福祉課障害者福祉係
- ☎(3546)5389
- FAX(3544)0505
- 印の事業については障害者福祉課相談支援係
- ☎(3546)6032
- FAX(3544)0505
- ◎印の事業については子育て支援課子育て支援係
- ☎(3546)5350

手当

区では、さまざまな手当を次のような方に支給しています。

- 心身障害者福祉手当
 

65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 特別障害者手当
 

20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 重度心身障害者手当
 

65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 児童育成手当(障害手当)
 

20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方
- 児童育成手当(育成手当)
 

18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 障害児福祉手当
 

20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 特別児童扶養手当
 

20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、または精神障害のある児童)を扶養している方
- 児童扶養手当
 

18歳に達した年度の末日までの児童(中度以上の障害をもつ児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者

# 事業主の皆さん、高齢者の方を雇い入れてみませんか！

## ～高齢者雇用促進奨励金のご案内～

区では、働く意欲のある高齢者の方々が、その知識や経験を生かして、いつまでも働けるよう高齢者雇用を積極的に進めようとする事業主に対して、高齢者雇用促進奨励金を交付しています。

本年五月からは、高齢者雇用を迷っている事業主のために、高齢者試行(トライアル)雇用奨励金を創設しました。本制度を含め、次の種類の奨励金があります。どうぞご利用ください。

### 高齢者試行雇用奨励金

これまで六十五歳以上の高齢者を雇用したことがない事業主に対し、試行的に雇い入れてもらえるよう三カ月間、たり奨励金を交付する制度です。試行雇用終了後に正式雇用となり、六カ月間雇用が継続した場合は、後述の高齢者雇用企業奨励金の交付を受けることができます。

### 無料職業紹介所

「シルバーワーク中央」は中央区社会福祉協議会が運営する無料職業紹介所です。おおよね五十五歳以上の方を対象に、フルタイム勤務から、短期および臨時の仕事、パートタイムまで、多様な求人情報の提供や、就労に関する相談、紹介を行っています。

### お仕事を探している方へ

シルバーワーク中央に求職登録をしていただくと、地元企業の求人票や、公益財団法人

### 交付対象要件

六十五歳以上の区民を無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークの紹介で、平成二十四年五月一日以降に試行雇用(原則三カ月間、一週間の所定労働時間が二十時間以上)した事業主が対象です。

・試行雇用後二週間以内に区に実施計画書を提出すること  
・高齢者雇用企業奨励金の交付を以前に受けていないこと  
・高齢者を雇用したことがないこと

### 高齢者雇用企業奨励金

六十五歳以上の区民を無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークの紹介

### 共通

人東京しごと財団や他区の無料職業紹介所との連携により、常時二千件以上の求人票を閲覧することができます。ホームページでも一部求人を見ることができますので、ご利用ください。

### 働き手をお探しの事業主の方へ

企業、団体、NPO法人など、業種を問わず求人登録を受け付けています。豊かな経験・技能を持った人材をお探しの方、ぜひご相談ください。

決定を受けた区内事業主  
交付額  
一事業主十万円(交付は一事業主につき一回限り)

### 共通

申請(申請書類配布)場所  
区役所四階高齢者福祉課  
申請書などは区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎各種奨励金とも、その他の要件がありますので、詳しくはお問合せください。  
無料職業紹介所シルバーワーク中央とは  
求人申込み(事業所登録)いただいた事業主の方に、豊かな経験、技術、技能をもった人材(おおよね五十五歳以上)を紹介いたします。

※問合せ先  
高齢者福祉課高齢者福祉係  
☎(3546)5354  
シルバーワーク中央の利用方法については  
シルバーワーク中央  
☎(3551)9200

別表1

	平成24年4月30日までに雇用契約を締結	平成24年5月1日以降に雇用契約を締結
週20時間以上 30時間未満	・1年間継続雇用した場合 50,000円	・6カ月間継続雇用した場合 20,000円 ・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 30,000円
週30時間以上	・1年間継続雇用した場合 100,000円	・6カ月間継続雇用した場合 40,000円 ・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 60,000円

# 「人材をお探しなら、私達にお任せください！」 元気高齢者人材バンク 活動依頼募集集中

社会の高齢化が進む中、現在のシニア世代には、豊かな経験や特技を生かした地域での活躍が期待されています。そこで区では、シニアの経験、知識、特技などの得意分野を登録し、ボランティアなどとして地域で活動していただく「元気高齢者人材バンク」を開設しています。

人材バンクでは、地域活動や社会貢献活動を希望する登録者と、人材を必要とする団体などからの依頼をコーディネートし、活動に結びつけています(過去の活動例については、別表2のとおり)。

登録者による講座や教室などの活動依頼はもちろん、こんな特技のある人はいる? 「こんな講座は開催できる?」などのご相談も、元気高齢者人材バンク事務局までお気軽にお問合せください。

なお、元気高齢者人材バンク事務局は、区内のシニア世代の方が集まり設立したボランティア団体「粋!活き江戸っ子くらぶ」によって運営されています。

～経験や特技を生かして社会貢献してみませんか?～  
元気高齢者人材バンク登録者募集  
これまでの経験や資格、特技を生かして地域活動、社会貢献活動をした方、講師や指導者として活躍してみたい方はぜひご登録ください。

登録対象  
おおよね五十歳以上の区内在住・在勤者(以前にお住ま

### 登録方法

元気高齢者人材バンク事務局「粋!活き江戸っ子くらぶ」へ電話で連絡の上、窓口へお越しください。  
窓口開設日時  
月～金曜日(祝日を除く)  
午前10時～午後4時  
事務局所在地  
中央区佃1-11-1シニアセンター1階  
※問合せ先  
元気高齢者人材バンク事務局

# 平成24年度中央区行政評価への ご意見を募集しています

区では、行政サービスが区民ニーズを的確に反映したものにしているか、また効率的・効果的に運営されているかを検証する行政評価を行っています。

本年度は、中央区基本計画二〇〇八における全施策を対象とする施策評価および区民サービス事業のうち、九十四事業を対象とする事務事業評価を行いました。

このたび、この結果を「平成二十四年度中央区行政評価」として取りまとめましたので、お知らせするとともに、区民の皆さんからのご意見を募集しています。

今後、頂いたご意見を参考に、評価結果の平成二十五年度予算への反映や評価システムの改善を図っていきます。  
意見の募集期限  
11月29日(木)

局「粋!活き江戸っ子くらぶ」  
☎(3531)8559  
粋!活き元気人サイトホームページアドレス  
http://ikiiki.genki365.net

別表2

こんな活動をしています	過去の活動例
・講座・セミナーの講師(折り紙、アロマセラピー、書道、盆踊り、昔あそびなど) ・演芸披露(楽器演奏、長唄、朗読、フラダンス、日本舞踊など) ・福祉施設等の補助ボランティア(外出サポート、食事配膳、レクリエーション補助など) ・イベントのボランティアスタッフ(受付、会場案内、会場設営など)	・保育園や小学校で昔あそび教室を開催 ・NPO主催音楽イベントでのサポータースタッフ ・高齢者施設で英会話教室を開催

### 閲覧場所

区役所一階まごころステーション・情報公開コーナー、二階企画財政課、日本橋・月島特別出張所、または区のホームページでもご覧になれます。

### 意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、年齢、電話番号を明記して、区役所二階企画財政課に直接、郵送、ファクス、Eメールまたは区のホームページのパブリックコメント(区民意見提出手続き)からお寄せください。

### ※問合せ・ご意見の送付先

〒104-8404  
中央区築地1-1-1  
企画財政課企画主査  
☎(3546)5213  
FAX(3546)2095  
メールアドレス  
hyokaka@city.chuo.lg.jp

情報コーナー(6頁からのつづき)

「秋季ダメ。ゼッタイ。キャンペーン11・24」

覚せい剤や麻薬、脱法ドラッグなどの薬物乱用が、一般家庭や中・高校生を含めた若い世代にまで広がっています。

そこで、覚せい剤等の薬物禍を根絶させるために街頭キャンペーンを実施します。

日 11月24日(土)

午後2時～3時

場 数寄屋橋公園

内 啓発チラシなどの配布

主 覚せい剤等乱用防止推進中央区民協議会

後 中央区、区内各警察署、東京税関ほか

問 中央区保健所生活衛生課生活衛生係

☎(3541)5936

平成24年度中央区職員募集

募集職種

看護師

募集人員

若干名

受験資格

国籍・性別を問わず、昭和53年4月2日以降に生まれ、看護師免許を

有する方(平成25年春までに行われる国家試験により取得見込みの方を含む)

第一次選考日

12月22日(土)

採用予定日

平成25年4月1日以降

申込期間

11月12日(月)～12月12日(水)

申込方法など詳しくは、区役所3階職員課、日本橋・月島特別出張所にある募集案内をご覧ください。

募集案内を郵送で請求する場合には、封筒に「看護師募集案内請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・140円切手を貼り返送先を記入したもの)を同封の上、送付してください。

問合せ(送付)先

〒104-8404

中央区築地1-1-1

職員課人事係

☎(3546)5248

平成24年度歳末たすけあい運動にご協力ください

歳末たすけあい運動は、共同募金の一つとして区民の皆さんをはじめ、町会・自治会、各種団体や企業など地域の方々のご協力をいただき、毎年実施しています。

皆さんからの温かい善意は、ひと

り暮らし高齢者の見守り活動など在宅福祉の充実や地域福祉の推進を図るために、社会福祉協議会が行う各種事業に活用します。さらに「寝たきり高齢者の介護者」や「在宅心身障害児の保護者」、「交通遺児」に見舞金として贈呈します。

募金目標額は1,200万円です。次の窓口で受け付けています。

- ・区役所4階生活支援課
・日本橋・月島特別出張所
・中央区社会福祉協議会2階管理部

主 東京都共同募金会(中央地区協力会)
実 中央区社会福祉協議会
協 中央区
賛 各町会・自治会、女性団体、中央区民生・児童委員協議会

交通遺児の方へ歳末見舞金を贈呈

区内在住で、両親もしくは父母のどちらかを交通事故で亡くされた平成6年4月2日以降生まれの18歳以下の方に対し、見舞金を贈呈します。

12月1日(必着)までに住所・氏名・生年月日・電話番号・保護者氏名を明記し、交通事故証明書の写しと、亡くなられた方とお子さんの関係が明記されている公的な書類(戸籍謄本など)を同封の上、郵送する。

〒104-0032

中央区八丁堀4-1-5

中央区社会福祉協議会管理部

☎(3206)0506

あたたかい善意ありがとうございました

社会福祉協議会への寄付

平成24年9月分寄付合計

4,329,820円(敬称略・順不同)

一般寄付金

株式会社ハッピー・パスポート...10,000円、佃二丁目鈴木猛夫...2,167円、原田英子...3,000円、常山雅子...10,000円、保田清...5,000円、株式会社かねまつ...3,500,000円、株式会社かねまつ従業員一同...687,000円、共に支え合う社会づくり募金箱...5,550円、一般社団法人日本橋倶楽部...50,000円、銀座すずらん通り商店会...20,000円、葉本光明...10,000円、有限会社三谷葬儀社...10,000円、三谷和美...5,000円、匿名(3件)...12,103円(内訳 2,000円、5,000円、5,103円)

中央区社会福祉協議会管理部

☎(3206)0506



社会福祉協議会イメージキャラクター「ニジノコ」

中央区社会福祉協議会は、昭和三十七年に国から社会福祉法人の認可を受けて今年で五十周年を迎え、これまで地域福祉の推進役として、区民の皆さんをはじめ、町会・自治会、各種団体、企業などの協力をいただきながら、さまざまな地域福祉活動を行ってきました。

虹のサービスなど高齢者等への在宅サービス、成年後見、子育て支援、障害者や高齢者の就労支援、ボランティア

活動の推進・支援など、約五十種類の事業を実施しています。これからも多くの方々のご理解とご協力をいただきながら地域福祉の充実・発展を目指してまいりますので、ご支援をよろしく願います。

50周年記念講演・記念式典

日時

12月7日(金)

午後2時～5時

会場 日本橋公会堂

講演会 テーマ 「東日本大震災に係る石巻市社協の取り組み」

講師 宮城県石巻市社会福祉協議会常務理事兼事務局長

記念式典

感謝状贈呈、演奏会(トリトンアーツネットワーク)など

共通

申込方法

11月12日(月)から12月4日(火)までに電話で申込む。

◎定員になり次第、締め切り

皆さんのご厚志をお寄せください

社会福祉協議会のさまざまな活動は、皆さんからの会費や寄付金、募金などにより支えられています。ともに支え合う福祉のまちづくりにぜひご協力をお願いします。

会費 千円以上
寄付金 金額は問いません。◎二千円以上は税額控除が受けられます。

※申込問合せ先

中央区社会福祉協議会管理部 ☎(3206)0506

女性に対する暴力をなくす運動

十一月十二日(月)から二十五日(日)までの二週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

女性に対する暴力とは

夫・パートナー・近親者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などをいい、女性の人権を著しく侵害する克服しなければならぬ重要な問題です。

女性に対する暴力が起る背景

暴力は男女を問わず許されないものですが、女性に対する暴力は性的なものを含む場合も多く、加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛などに対する想像力や、対等なパートナーとして尊重しなければならぬ存在であることについての認識の欠如が

見られます。

区における取り組み

次の会場において女性に対する暴力の防止を呼びかける啓発パネルの巡回展示を行います。

- ・区役所一階 11月12日(月)～21日(水)
・日本橋区民センター 11月22日(木)～28日(水)
・月島区民センター 11月29日(木)～

女性センター「ブーケ21」 12月5日(水)

女性センター「ブーケ21」 12月12日(月)～

女性センター「ブーケ21」 12月27日(木)

女性のための相談窓口

「ブーケ21」面談相談(要予約) 面談、電話で相談ができます。

「ブーケ21」面談相談(要予約) 面談、電話で相談ができます。

日時

毎月第1・5水曜日、第4火曜日

午前10時～午後4時

毎月第2火曜日、第3水曜日

午後3時30分～8時30分

◎祝日・年末年始を除きます。

◎お子さん連れの方でも安心して相談できるように、託児サービスを行っています(要予約)。

「ブーケ21」電話相談(予約不要) 電話での相談ができます。

日時 毎週月曜日(祝日・年末年始を除く)

午前10時～午後4時

※問合せ先 女性センター「ブーケ21」

総務課女性施策推進係 ☎(5543)0653

女性相談

日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時

※問合せ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(3546)5350

女性の権利ホットライン

東京都人権擁護委員連合会・東京法務局主催による「女性の権利ホットライン」が十一月十二日(月)から十八日(日)まで開設され、午前八時

三十分から午後七時まで相談を行います(ただし、土・日曜日は午前十時から午後五時まで)。

全国共通番号 ☎0570(070)810

※問合せ先 広報課広聴係 ☎(3546)5222

情報コーナー(7頁からのつづき)

# 手帳 国保・年金

## 社会保険料は所得控除の対象です

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険および年金の保険料は、全額が社会保険料として所得控除の対象になります。

1月から12月までに納めた保険料を領収書や口座振替通知(12月送付予定)などで確認の上、年末調整または確定申告の際に忘れずに申告してください。

なお、国民年金保険料については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

### 国民年金課収納係

- ☎(3546)5365
- ・国民年金保険料について  
中央年金事務所国民年金課  
☎(3543)1411
- ・年金保険料の控除証明書について  
控除証明書専用ダイヤル(平成25年3月15日まで。ただし、年末年始、祝日を除く)  
☎0570(070)117  
IP電話などの方は  
☎(6700)1130

# その他

## 区議会本会議ラジオ放送

平成24年第四回定例会は11月22日(木)から12月4日(火)までの会期13日間で開かれる予定です。

中央区議会では、コミュニティFM放送「中央エフエム・ラジオシティ」で、本定例会の一般質問を生中継します。ぜひお聴きください。

[番組名]中央区議会中継

[放送日時(予定)]

11月26日(月)・27日(火)

午後2時～6時

[周波数]FM84.0MHz

☎議会局調査係

☎(3546)5559

## 女性センター「ブーケ21」ホームページのご案内

女性センター「ブーケ21」では、男女共同参画に関する情報を皆さんに広く提供するため、ホームページを開いています。

このホームページでは、男女共同参画に関する総合的な情報を掲載するとともに、女性センターを利用している登録団体などが自らの活動や情報をホームページを通して発信し、皆さんへの情報の提供に役立っています。

なお、これらの情報は、メールマガジンの登録をすることで、指定のメールアドレスへ自動的に配信されます。ご希望の方は、ホームページよりお申込みください。

☎総務課女性施策推進係

☎(5543)0651

HP・女性センター「ブーケ21」

http://bouquet21.genki365.net

・携帯サイト

ご覧になる場合は、右記QRコードを携帯電話から読み取るか、URLを直接入力してください。

http://genki365.net/gnkc09/i/



### 女性センター「ブーケ21」ホームページ

## 災害時地域たすけあい名簿登録のご案内

災害時に一人で避難できないなど、地域の手助けを希望する方は「たすけあい名簿」にご登録ください。

- ☑・65歳以上でひとり暮らしの方
- ・要介護状態の方
- ・身体に障害のある方
- ・知的障害のある方
- ・精神に障害のある方

対象の方には11月下旬に申込書を郵送します。難病患者の方や上記に準ずる方で登録を希望する方は、お問合せください。

◎地域によるたすけあいには近隣の方々との日常的な交流が大切です。日頃から地域の行事や活動などに参加しましょう。

◎災害時には「たすけあい名簿」に登録されていても、災害の状況によってはなかなか助けられない場合もあります。水・食糧の備蓄、家具類転倒防止器具の取り付けなど、自ら災害に備えましょう。

◎名簿は、区内の警察署、消防署、防災区民組織(未組織の場合は町会・自治会)および民生委員に配布します。

### 内容の変更について

すでに登録されている方で緊急連絡先など登録内容に変更がある方はご連絡ください。

☎高齢者福祉課高齢者福祉係

☎(3546)5353

FAX(3248)1322

## ねずみ個別相談会のお知らせ

天井裏で音がする、食物をかじられたなど、ねずみによる被害でお困りの方を対象に相談会を開催します。

ねずみの防除は、ねずみが生息しにくい環境を整えることや、ねずみの種類や生態に応じた工夫が重要です。

相談会では、専門の相談員が個別に相談内容を聞き取り、被害の状況に応じた対策についてお答えします。

☎12月3日(月)

午前10時～午後3時(相談時間は

1人30分)

☑場月島特別出張所1階会議室

☑対区内在住・在勤者

☑内被害状況に応じたねずみ防除対策について

[相談員]東京都ペストコントロール協会相談員

☑定24名(先着順)

☑費無料

☑申11月12日(月)から30日(金)までに電話で申込み。

☑問中央区保健所生活衛生課環境衛生係

☎(3541)5938

## 在宅生活を支えるための訪問指導

看護や介護、または介護予防の面から指導を必要とする在宅の方を対象として、保健師が家庭を訪問し、専門的な立場から介護予防や介護方法などについて指導・助言します。

☑対①65歳以上で次のいずれかに該当する方

- ・介護保険の要介護認定を受け、「自立」と判定された方のうち生活習慣病など健康に不安のある方

## リサイクル推進協力店をご利用ください

区内には、リサイクル商品や環境にやさしい商品の販売、簡易包装の推進、店頭での資源回収など、リサイクルやごみ減量に積極的に取り組んでいるお店があります。

区では、こうしたお店を「リサイクル推進協力店」に認定し、応援し

### 別表1 リサイクル商品等販売店

店舗名称	住所	電話番号
ナンデモヤ北井商店	築地7-12-13	☎(3541)8019
ジェイ・ネットコーナー	新川2-22-5 1F	☎(3552)2089
(株)高地薬局	月島1-19-4	☎(3531)1851
Serendipity(セレンディピティ)	日本橋蛸殻町1-30-5	☎(6206)2304

### 別表2 リサイクル自転車の販売協力店

店舗名称	住所	電話番号
関口車販(株)	京橋1-6-12	☎(3564)0088
銀座輪業	銀座3-14-6	☎(3541)7039
(資)山崎商会	入船3-1-9	☎(3551)4384
(有)松山自転車店	湊2-3-4	☎(3551)3860
(有)竹田輪業	築地2-11-2	☎(3541)6354
難波輪業	築地4-3-7 岡安ビル1F	☎(3541)6665
(有)関屋モータース	築地6-11-5	☎(3541)8922
曾根輪業	築地6-16-5	☎(3541)9228
(株)小林商会	新川2-6-1	☎(3551)9980
平和自動車(株)	新川2-26-11	☎(3552)8586
(資)杉山モータース	日本橋室町4-1-6	☎(3241)2079
(有)石田商会	日本橋本町1-5-2	☎(3241)4993
(株)内田モータース	日本橋小伝馬町18-1	☎(3662)1471
(有)花村自動車興業	日本橋小伝馬町21-1	☎(3661)2792
小笠原輪業	日本橋大伝馬町4-1	☎(3661)2544
(有)寺倉モータース	日本橋人形町2-8-1	☎(3669)1466
(株)ニシオート	日本橋人形町3-1-5	☎(3662)8684
関モータース	日本橋箱崎町1-10	☎(3666)6488
(有)神戸商会	日本橋馬喰町1-8-1	☎(3663)6895
(有)川瀬モータース	日本橋馬喰町2-4-14	☎(3661)8278
(有)丸越	日本橋馬喰町2-6-2	☎(3661)6720
(有)久松モータース	日本橋久松町12-5	☎(3661)6529
庭田商店	日本橋浜町3-7-10	☎(3669)5341
(有)横山モーター商会	日本橋蛸殻町2-15-7-402 中の橋ビル	☎(3661)6633
松野自動車(株)	日本橋浜町3-33-2	☎(3666)9720
(有)稲葉モータース	日本橋茅場町2-2-12	☎(3666)7272
(有)ノゾワモータース	月島3-13-5	☎(3533)0521
(資)正木輪業	勝どき1-8-1	☎080(6580)1341

・各健康診査の生活機能評価の結果、介護予防の必要があると思われる方

②「要支援」「要介護」の方を介護しているご家族で、介護方法や認知症への対応などについてお悩みの方

- ☑内・生活習慣病予防の生活指導
- ・閉じこもり、うつ、認知症予防の生活指導
- ・歩行など、日常生活動作の改善指導
- ・介護方法の助言・指導
- ・認知症への対応・相談

☑費無料

☑申電話で申込み。

☑問介護保険課地域支援係

☎(3546)5695

### そのほかの訪問指導

高齢者以外(64歳以下の方、精神障害や難病の方)の訪問指導は中央区保健所、日本橋・月島保健センターにご相談ください。

☑問中央区保健所健康推進課(保健担当)

☎(3541)5963

日本橋保健センター

☎(3661)3515

月島保健センター

☎(5560)0765

ています。のぼり旗やステッカーが目印です。リサイクルを推進するため、区民の皆さんのリサイクル推進協力店のご利用をお願いします。

なお、リサイクル自転車は数に限りがありますので、事前に各販売店へお問合せください(別表1・2参照)。

☑問中央清掃事務所管理係

☎(3562)1521

凡例 日 日時 場 会場 対 対象 内 内容 定 定員 費 費用 申 申込方法 問 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス E メールアドレス

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

# 情報コーナー

遊ぶ 知る 学ぶ

## 保健・医療・福祉

### 精神障害者デイケア

自宅で療養していて、社会復帰への第一歩を踏みだしたいと思っている精神障害者の方向けのグループ活動です。  
日 毎月第1～4水曜日  
午前9時30分～正午  
場 中央区保健所2階多目的室  
対 統合失調症などにより、精神科に通院治療中で、主治医にデイケア

## 講座

### 子育てのエッセンスを学ぼう ～子どものほめ方・しかり方～

日 12月6日(木)  
午前10時～11時30分  
場 子ども家庭支援センター「きらら中央」地域活動室  
対 区内在住で1歳から未就学のお子さんをお持ちの保護者の方  
内 ほめ方・しかり方を中心に子どもとの接し方について学びます。  
[講師] 親業訓練インストラクター 荒堀洋子  
定 12名(先着順)  
費 無料  
申 11月11日(日)から26日(月)までに電話またはきらら中央窓口で申込み(電子申請も可)。  
◎託児も受け付けています。  
◎昨年度受講された方はご遠慮ください。

## 記入例(はがき・ファクス)

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入  
1人1枚限り

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所\*
- ④電話番号
- ⑤年齢
- その他必要事項

※在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入  
◎固に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ  
◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申込みも可能

通所を勧められている方  
内 同じ病を抱える仲間とさまざまな活動(スポーツ、作業療法、調理実習、外出など)や交流を通して、社会復帰を目指します。毎回、保健師とグループワーカーが参加します。  
費 無料  
申 参加を希望する方は、お近くの中央区保健所、日本橋・月島保健センターにご連絡ください。  
◎詳しくはお問合せください。  
問 中央区保健所健康推進課(保健担当) ☎(3541)5963

日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071  
月島保健センター健康係 ☎(5560)0765

### 医療費のお知らせ

後期高齢者医療制度加入者に「医療費通知」を11月下旬に送付します。この通知は、6カ月分の医療費の総額などをお知らせし、健康維持の大切さを認識していただくためのものです。  
対 平成24年1月から6月の間に医療

機関で受診し、1カ月の医療費の合計金額が3万円を超えた月がある方、またはマッサージ・接骨院などにかかる療養費の支給を受けた方  
◎病院などからの請求が遅れている場合は、お知らせできませんのでご了承ください。  
◎この通知は、受け取り後に特に手続きを必要とするものではありません。  
問 保険年金課給付係 ☎(3546)5361

問 子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3534)2103

### 元気高齢者のための「さわやか健康教室」受講生募集

「さわやか健康教室」では、マシン等を使って週1回のトレーニングを3カ月間行う「本科コース」の受講生を募集しています。インストラクターの指導のもと、参加者一人ひとりの状況に合わせたトレーニング計画を作成しますので、マシントレーニングが初めてで自信がない方も安心して参加できます。  
また「本科コース」に先立ち開催する「体験教室」を受講してから、申込みすることもできます。  
健康づくりをしたい方、興味がある方はぜひご参加ください。  
本科コース  
日・場別表のとおり  
内 問診、血圧測定実施後、マシントレーニングやいすを使用した体操

を行います。  
初回に体力測定を行い、個人にあったプログラムを作成することで、効果的な身体機能の維持・向上を目指します。  
定 各コース12名(申込多数の場合は抽選)  
申 12月3日(消印有効)までにはがきに①～⑤(7頁記入例参照)⑥生年月日⑦希望するコース(月曜日午前、火曜日午後、木曜日夜間)を記入して申込み(電子申請も可)。  
◎「本科コース」を修了された方には、引き続きトレーニングを3カ月間行う「フォローコース」も用意しています。  
◎受講が決定した方には提出書類などを郵送します。

### 体験教室

日・11月22日(木) 午前9時30分～正午  
・11月26日(月) 午後6時～8時30分  
・11月27日(火)

### 別表

日時	毎週月曜日 午前コース	毎週火曜日 午後コース	毎週木曜日 夜間コース
	平成25年1月7日～3月25日(祝日を含む) 計12回	平成25年1月8日～3月26日 計12回	平成25年1月10日～3月28日 計12回
会場	浜町高齢者 トレーニングルーム	ケアプラザ あいおい	浜町高齢者 トレーニングルーム
住所	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階	佃3-1-15 相生の里1階	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階

## 「外国人のための日本語教室」 Japanese Language Classes

中央区文化・国際交流振興協会(CCIEA)は、ボランティア日本語教室の主催および支援を行っています。  
CCIEA hosts and sponsors Japanese Language Classes by volunteer teachers.

対象 区内在住・在勤・在学の外国人  
Qualification: Foreign residents who live, work or study in Chuo City.

日程/Course Schedules	時間/Hours	場所/Places
CCIEA水曜日教室(毎月第1・2・3水曜日) CCIEA Wed. Evening Class (Every 1st, 2nd and 3rd Wed.)	18:30～20:00	女性センター「ブーケ21」 Women's Center "Bouquet 21"
CCIEA木曜日教室(毎月第1・2・3木曜日) CCIEA Thurs. Morning Class (Every 1st, 2nd and 3rd Thurs.)	10:00～11:45	中央区文化・国際交流振興協会講習室 CCIEA lecture room
CCIEA土曜日教室(毎月第2・3・4土曜日) CCIEA Sat. Morning Class (Every 2nd, 3rd and 4th Sat.)	10:00～12:00	中央区文化・国際交流振興協会講習室 CCIEA lecture room
日本語おたすけたい(月3回、月曜日) Nihongo Otasuketai (Three Mondays a month)	19:00～20:30	日本橋社会教育会館 Nihonbashi Social Education Center
つきしまにほんごクラブ(毎週火曜日) Tsukishima Nihongo Club (Every Tues.)	10:00～12:00	月島社会教育会館 Tsukishima Social Education Center
日本語コミュニケーションパートナー(毎月第1・2・3火曜日) Partners of NIHONGO Communication (Every 1st, 2nd and 3rd Tues.)	19:00～20:30	新富区民館 Shintomi Community Hall
銀座日本語教室(毎月第1・2・3水曜日) Ginza Japanese Language Class (Every 1st, 2nd and 3rd Wed.)	10:00～11:30	築地社会教育会館 Tsukiji Social Education Center
にほんご生活(毎週土曜日) Nihongo Seikatsu (Every Sat.)	14:00～15:45	レインボーハウス明石 Rainbow House Akashi

問合せ先 Information 中央区文化・国際交流振興協会(CCIEA)  
Chuo Cultural and International Exchange Association(CCIEA)  
TEL: 03-3297-0251 Twitter: @cciea\_chuo  
Email: bunkoku@chuo-ci.jp Web site: http://www.chuo-ci.jp

◎費用および開催日程は教室により異なります。詳細は、協会(CCIEA)までお問合せください。  
Hours and Fees vary depending on which class you choose. For more details, contact CCIEA.

## 催し物

### 隅田川周遊舟運ツアー 参加者募集

区内親水公園や隅田川の景色を船上から体験しませんか。朝潮運河船着場から東京スカイツリー周辺まで、約120分をかけて往復します。  
日 12月1日(土)  
午前9時30分発  
場 朝潮運河船着場(晴海3-1先黎明橋公園横)  
対 区内在住者  
定 100名(申込多数の場合は抽選)  
費 無料  
申 11月20日(必着)までに、往復はがきに①～⑤(7頁記入例参照)⑥参加人数を記入して申込み(1枚のはがきで4名まで申込可)。

問 水とみどりの課公園河川係 ☎(3546)5435

### 第4日曜日はプラネタリウムへ行こう! ～巨大ガス惑星・木星ってどんな星?～

日 11月25日(日)  
午後1時～2時(開始5分前には要入場)  
場 タイムドーム明石プラネタリウムホール  
内 太陽系最大の惑星・木星について、探査機や望遠鏡が撮影した迫力ある画像映像とともに紹介します。  
定 86名(先着順)  
費 無料  
◎直接会場へお越しください。  
◎入場整理券(1人1枚)を当日正午から受付で配布します。  
問 郷土天文館「タイムドーム明石」 ☎(3546)5537

(7) テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ9チャンネル(デジアナ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ5チャンネル(デジアナ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)で放送しています。

# トピックス



## 第33回中央区子どもフェスティバル

10月21日、浜町公園を中心に、中央区子どもフェスティバルが開催されました。毎回大人気のミニSLや迷路、工作やニュースポーツ体験など、青少年委員会やPTAをはじめとした地域の皆さんによるアイデアに満ちた催しを、子どもたちは元気いっぱい楽しんでいました。



## 健康福祉まつり・消費生活展 2012

10月28日、中央区保健所、福祉センター、あかつき公園などで健康福祉まつり・消費生活展2012が開催されました。子どもから高齢の方、障害のある方まで楽しめるイベントや、暮らしに役立つ情報が満載で、会場は多くの来場者でにぎわっていました。

# 各種功労者七十五名を表彰

菊薫る十一月三日「文化の日」に各種功労者の表彰式が「銀座プロッサム」(中央会館)で行われ、七十五名の方が表彰されました。

この表彰は、地域社会の発展と住民福祉の向上のため、献身的な活動を続けてこられた方のご労苦に対し感謝の意を表し、その功績を顕彰するために行われたもので、今年で五十九回目を迎えました。

※問合せ先 総務課総務係  
☎(3546)5234

**功労者表彰受賞者**  
(順不同・敬称略)

- 一 地域活動関係功労者(三〇名)
  - (一)町会・自治会関係者(二名) 南敬介、柳田莊二
  - (二)防犯関係者(二名) 吉川圭一、横山建介、丸山一平、堀部泰子、鈴木英二郎
  - (三)地域における文化の発展・向上に顕著な功労が
- 二 女性団体等関係者(一名) 高橋和恵
- 三 防犯・交通安全関係功労者(二名)
- 四 社会福祉事業功労者(四名)
  - (一)社会福祉事業団体関係者(二名) 藤間修一
  - (二)社会福祉事業功労者(二名) 西野とし子、林美智子
  - (三)長期間にわたり私財による寄附を続けた者(二名) 中央区高齢者クラブ連合会、曾我幸子
  - (四)文化・生涯学習関係功労者(七名)
    - (一)中央区青少年委員及び中央区スポーツ推進委員(五名) 川崎賢二、宮本幸治、大西義宏、山主英樹、服部智生
    - (二)青少年対策地区委員会関係者(一名) 横井幸夫
- 五 衛生事業功労者(五名)
  - (一)衛生事業団体関係者(五名) 吉川圭一、横山建介、丸山一平、堀部泰子、鈴木英二郎
  - (二)地域における文化の発展・向上に顕著な功労が
- 六 環境保全・消費生活向上功労者(五名)
  - (一)環境保全・消費者団体関係者(五名) 興水孝、笠原直藏、成田高、宮森孝一、成澤敏枝
  - (二)私立学校関係者(四名) 古屋勝彦、羽田野敦、坂口孝子、成田誠一
  - (三)区立小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(一名) 中崎俊克
- 七 防災功労者(四名)
  - (一)消防団関係者(三名) 佐藤信行、今野弘美、田中勝夫
  - (二)防火防災協会等関係者(一名) 藤間修一
- 八 文化・生涯学習関係功労者(七名)
  - (一)中央区青少年委員及び中央区スポーツ推進委員(五名) 川崎賢二、宮本幸治、大西義宏、山主英樹、服部智生
  - (二)青少年対策地区委員会関係者(一名) 横井幸夫
- 九 環境保全・消費生活向上功労者(五名)
  - (一)環境保全・消費者団体関係者(五名) 興水孝、笠原直藏、成田高、宮森孝一、成澤敏枝
  - (二)私立学校関係者(四名) 古屋勝彦、羽田野敦、坂口孝子、成田誠一
  - (三)区立小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(一名) 中崎俊克
- 十 公共事務精励者(三名)
  - (一)法令に基づく各種委員(三名) 古川義之、佐藤好信、糸川元喜
- 十一 実業精励者(四名)
  - (一)伝統工芸従事者(一名) 平野操
  - (二)実業従事者(三名) 唐牛茂、佐藤佳男、高野曜子
- 十二 中小企業発達功労者(一名)
  - (一)商工団体、業種別団体等関係者(一名) 吉川隆治郎
- 十三 德行又は善行者(一名) 竹下修六

## 11月は 児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。地域の皆さん一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深めていただきますよう、お願いします。

児童虐待とは、保護者が子どもの身体や心を傷つけてしまう行為のことで、法律で禁止されています。児童虐待であるかどうかの判断は、保護者の気持ちに関わらず、子どもの立場から見て「子ども自身が苦しんでいるかどうか」「子どもの成長のためになっっているか」で判断されます。

子どもを虐待から守るために「虐待かもしれない」と感じたら、子どもはとっさとラインに迷わずご連絡ください。ご連絡いただいた内容など、秘密は厳重に守ります。【何度言っても同じことをくり返す子どもに、つい手をあげてしまった】などの悩みをひとりりで抱えている場合は、子ども家庭支援センター(相談電話) ☎(3534)2255 子どものとっさとライン ☎(3534)2228 (児童虐待情報専用電話)



## 自転車の安全利用に努めよう

- ① 自転車は手軽で便利な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らないと、重大な交通事故につながる危険性があります。自転車に乗るときは、正しいルールを知り安全に利用しましょう。
- ② 自転車安全利用五則
  - ① 自転車は車道が原則で歩道は例外です。
  - ② 車道では左側を通行しましょう。
  - ③ 歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。なお、歩行者の通行を妨げることとなるときは、必ず一時停止をしてください。
  - ④ 安全ルールを守りましょう。飲酒運転・二人乗り・並進は禁止です。
  - ⑤ 夜間はライトを点灯しましょう。
- ③ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認を必ずしましょう。
- ④ 子どもは、ヘルメットを着用しましょう。
- ⑤ 携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転や傘差し運転は非常に危険です、絶対にやめましょう。
- ⑥ 歩行者天国(銀座一丁目から銀座八丁目交差点までの間)では、自転車の通行ができません。
- ⑦ 自転車道歩道通行ができる場合
  - ・道路標識などにより、歩道を通行することができるとされている場合
  - ・運転者が十三歳未満の子どもの、七十歳以上の高齢者、身体の不自由な方などの場合
  - ・車道または交通の状況からみて、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合